

（第一回抽せん）

等級	割増金	当せんの数
特等甲	五〇、〇〇〇円	一本
特等乙	一〇、〇〇〇	九本
一等	一、〇〇〇	一〇〇本
二等	一〇〇	一、〇〇〇本
三等	五〇	三、〇〇〇本
計		四、一〇〇本

（第二回抽せん）

等級	割増金	当せんの数
特等甲	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等乙	一〇、〇〇〇	九本
一等	一、〇〇〇	一〇〇本
二等	一〇〇	一、〇〇〇本
三等	五〇	八、八〇〇本
計		一〇、〇〇〇本

五 抽せん期日 第一回抽せん、昭和二十六年七月二十一日
第二回抽せん、昭和二十七年一月十九日

六 抽せん金の支拂開始期日 当せん決定後十日を経過した日

●大蔵省告示第五号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、京都銀行第八回定期貯蓄金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年一月四日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 京都銀行第八回定期貯蓄金

二 抽せん件数 定期貯蓄金

三 抽せん期日 六月

四 抽せん金額 一口千円

五 抽せん利息 付けない。

六 抽せん時期 昭和二十六年一月十日から同年三月十日まで。

七 抽せん増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特等は、十組につき一本とし、一等のうちはら定める。

八 抽せん増金 当せん金の数

●大蔵省告示第六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、八代信用組合第二回定期貯蓄金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年一月四日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 八代信用組合第二回定期貯蓄金

二 抽せん件数 定期貯蓄金

三 抽せん期日 六月

四 抽せん金額 一口五百円

五 抽せん利息 付けない。

六 抽せん時期 昭和二十六年一月十日から同年二月二十日までの間。

七 抽せん増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四千

●大蔵省告示第七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、石川農協協第二回定期貯蓄金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年一月四日
大蔵大臣 池田 勇人

（第一回抽せん）

等級	割増金	当せんの数
特等甲	五〇、〇〇〇円	一本
特等乙	一〇、〇〇〇	九本
一等	一、〇〇〇	一〇〇本
二等	一〇〇	一、〇〇〇本
三等	五〇	三、〇〇〇本
計		四、一〇〇本

（第二回抽せん）

等級	割増金	当せんの数
特等甲	一〇〇、〇〇〇円	一本
特等乙	一〇、〇〇〇	九本
一等	一、〇〇〇	一〇〇本
二等	一〇〇	一、〇〇〇本
三等	五〇	八、八〇〇本
計		一〇、〇〇〇本

五 抽せん期日 昭和二十六年三月一日

六 抽せん金の支拂開始期日 昭和二十六年三月一日

●厚生省告示第一号
畜科衛生士法（昭和二十三年法律第二十四号）第十二條第二号に規定する畜科衛生士養成所を昭和二十五年七月一日次の通り指定した。

昭和二十六年一月四日
厚生大臣 黒川 武雄

一 名称 大阪府畜科衛生士養成所 大阪府豊中市岡町北五丁目二番地

二 抽せん件数 定期貯蓄金

三 抽せん期日 六月

四 抽せん金額 一口千円

五 抽せん利息 付けない。

六 抽せん時期 昭和二十六年一月十日から同年二月十日まで。

七 抽せん増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

八 抽せん増金 当せん金の数

●農林省告示第一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）に基づき、輸出植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年一月四日
農林大臣 広川 弘禪

一 検査を必要とする植物の種類
1 樹木及びその部分（果実、種子及び栽培用に供しない切花を除く。）
2 前記以外の生植物及びその部分であつて地下部のあるもの
3 球根類
同表の二の次に3及び4として次のように加える。

3 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。

●電気通信省告示第一号
昭和二十五年十二月一日から次の地方電気通信取扱局に国際電報及び内国電文電報の受付及び配達事務を開始した。

昭和二十六年一月四日

4 かえで属、さんざし属、かりん属、りんご属、さくら属、なし属、すくり属、ななかまど属、にれ属の樹木及びその部分の場合、青酸ガスでくん蒸すること。

同表の三の次に3として次のように加える。

3 針葉樹を除く樹木苗木（十月二日から翌年三月三十一日までに入入するもの及び植物病理所長の許可があるものを除く。）
同表の四の1に次の但書を加える。
但し、樹木及びその部分の場合、は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。
It is further certified that said articles covered by this certificate have been completely fumigated with Hydrogen cyanide.

●電気通信省告示第一号
昭和二十五年十二月一日から次の地方電気通信取扱局に国際電報及び内国電文電報の受付及び配達事務を開始した。

昭和二十六年一月四日

一 国際電報及び内国電文電報の受付及び配達事務を開始したもの

二 国際電報の受付及び配達事務を開始したもの

三 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。

四 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。

五 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。

六 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。

七 樹木及びその部分の場合、サンホーゼカイがらむしに特に注意しなければならない。